届出により一般病床を設置できる診療所(病床設置届出診療所)について

医療法施行規則第1条の14第7項第1号から第3号までの規定に該当する 診療所においては、一般病床の設置について許可を受けることを要せず、届出 により設置できることとされています。

和歌山県において当該規定に該当する診療所は次のとおりです。

所在地	区分	一般病床数	診療所病床設置
			(変更) 届の受理日
新宮市清水元	周産期医療を提	10床	平成28年11月2日
1丁目6-33	供するために特		
	に必要な診療所		
和歌山市秋月	周産期医療を提	19床	平成25年4月18日
483	供するために特		
	に必要な診療所		
和歌山市和田	周産期医療を提	19床	平成28年9月21日
461	供するために特		
	に必要な診療所		
橋本市東家4	周産期医療を提	18床	令和4年6月1日
丁目18—13	供するために特 に必要な診療所		
	新宮市清水元 1丁目6-33 和歌山市秋月 483 和歌山市和田 461	新宮市清水元 周産期医療を提 1丁目6-33 供するために特 に必要な診療所 和歌山市秋月 周産期医療を提 483 供するために特 に必要な診療所 和歌山市和田 周産期医療を提 461 供するために特 に必要な診療所 橋本市東家4 同産期医療を提 けっるために特 に必要な診療所	新宮市清水元 周産期医療を提 1 0 床 1 丁目6-33 供するために特に必要な診療所 和歌山市秋月 周産期医療を提 1 9 床 483 供するために特に必要な診療所 和歌山市和田 周産期医療を提 1 9 床 461 供するために特に必要な診療所 橋本市東家4 周産期医療を提 1 8 床 丁目18-13 供するために特